

県南広域振興局長告示第 34 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 21 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	指定年月日
馬っこ薬局	一関市千厩町千厩字町浦 47 番地 2	平成 20 年 1 月 4 日
ドレミ薬局	一関市中央町二丁目 37 番	平成 20 年 2 月 1 日
歯科クレール	一関市狐禅寺字石ノ瀬 11 番 1 イオンスーパーセンター一関店	平成 20 年 3 月 3 日
三関薬局	一関市三関字仲田 29 番地 3	平成 20 年 3 月 24 日